

令和7年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	松阪市総合公園の運動場について	<p>県外から5/4に公園に行きましたが、大会のため、駐車場がいっぱいでした。駐車場枠に大会役員用などと張り紙が貼ってあり、空いてるのにも関わらず、遠い駐車場に停めることしかできませんでした。競技場の占有利用はわかりますが、駐車場に関しては関係者関係なく停めれると考えてますが、駐車場も占有利用が認められていたのならばその旨、掲示して頂きたいです。役員用って、関係ない人からしたら空いてるのになんでダメなのかと思いました。</p>	<p>駐車場に関しまして、当日イベントが開催されており、駐車場の利用に大変ご不便をお掛けし、申し訳ございませんでした。今後は、イベント主催者との調整等検討し、利用者の方々が気持ち良くご利用いただけるよう努めてまいります。ご理解ご協力よろしくお願ひいたします。</p>	<p>土木課 電話:53-4167</p>
2	広報まつさかの掲載内容についてお願い	<p>毎月、広報は音訳グループがCDに録音してくれるものを聞いています。そんな中、一つお願いがあります。それは、イベントの掲載において、開場と開演時間はあるのですが、閉演時間の記載がないのがあります。ヘルパーを依頼する関係上、閉演の時間が判らないと、だいたいの時間で依頼しなければならず、途中で会場を後にすることもあります。ですので、予定でもかまわないので、終演の時間も合わせて記載してもらいたいのです。これは、屋外行事でも同じです。以上、お願いします。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、広報紙のイベント情報につきましては開演時間だけが記載されているものがほとんどです。コンサートや講演会など終演時間が延長などにより予定時刻を大幅に過ぎてしまうこともあり、主催者の判断により記載されておりません。今後、広報紙へ掲載されるイベントにつきましては出来る限り終演時間も記載させていただきたいと思ひますが、主催者の意向により記載できないものもございます。そのようなイベントにつきましては大変お手数をおかけいたしますが、直接主催者へお問い合わせをしていただけますか、広報広聴課へご連絡いただければ、こちらから確認をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。ご期待にそえない場合もあるかと思ひますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>広報広聴課 電話:53-4312</p>
3	子供達の為に良い公園を	<p>松阪市の子育て支援につきましては大変満足しています。また自然も多く治安も良いこの町が大好きな市民の1人です。ただ公園の規模、中身、子供の遊び場少なくないですか？松阪市中部台公園:アスレチックもほとんど利用できず、遊具の数も少ないです。芝生広場も大きくよいと思ひますが遊具少なくないでしょうか？上川町遊歩道公園:老朽化もありペンキも剥げてきてます。子供達は遊んでいますがもっと綺麗で新しい遊具で遊ばせたいです。桑名市、四日市、津市、伊勢志摩鳥羽、渡会町には大きな公園がありますが松阪市はどうなのでしょう？財源がないのでしょうか？また室内遊び場が子供の城以外何かありますでしょうか？子供の遊び場が少なく本当に子供が可哀想です。このような意見は私だけでしょうか？家でゲームしかすることが無くなるのも無理はありません。なぜなら行くところがないからです。松阪市の公園を新しくして欲しいです。様々な遊具があり子供達が何度でも行きたいと言えるような公園を作って欲しいです。1市民の声ですが他の市民も思っていると思ひます。このままでは休みの日はどこにいけば良いのでしょうか？</p>	<p>当市におきましては、大型遊具を設置している比較的大きな公園として、中部台運動公園をはじめ、カネボウ跡公園(鈴の森公園)、上川町遊歩道公園、ベルファーム、森林公園などがございます。遊具等の公園施設に関しましては、一部で老朽化が進んでいる状況で、そのようなことから、公園施設長寿命化計画を作成し、遊具等を新しいものに交換する事業を進めており、ご意見いただきました中部台運動公園のアスレチックは、現在遊具の老朽化により撤去を行ったため、遊具数が減っている状況ですが、代わりとなる新しい遊具を芝生広場側に少しずつではありますが、順次設置をしています。また、上川町遊歩道公園につきましても、平成15年度に開園し、既に20年以上が経過しており、こちらも老朽化が進む状況ではありますが、令和12年度から遊具等の更新を行っていく計画となります。公園のご利用にあたっては、大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。今後も、皆さまからのご意見を参考に、より多くの皆さまにご利用いただける公園を目指して努めて参ります。</p>	<p>土木課 電話:53-4167 清掃施設課 (上川町遊歩道公園) 電話:28-7710 中部台管理事務所 (中部台運動公園) 電話:26-1472</p>

令和7年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	松阪市火入れに関する条例について	<p>松阪市火入れに関する条例(平成17年1月1日条例第202号)では次のように定められています。第11条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> <p>〈問い合わせ等〉</p> <p>1 条例の文中にある異常乾燥注意報は、1988年(昭和63年)4月1日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。</p> <p>2 平成17年条例制定時には異常乾燥注意報はないのに条例の文中に使われているのはなぜなのかわかりません(前例を模倣しただけなのかかもしれません)が、条例が施行されてからも誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されず、現在まで続いているのではないかと思います。</p> <p>3 (あえて)誤りを見て見ぬふりはできないので(松阪市民ではありませんが)意見します。</p> <p>4 強風注意報、乾燥注意報は気象庁(津地方気象台)が発表します。発令はしません。火災警報は市長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。</p>	<p>メールでご指摘頂いたように現在は「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」に変更されていることを確認しましたので、条例改正に向け検討を進めていきたいと考えます。また、三重県内の他市町においても、同事例が確認できましたので、三重県等を通じて情報共有を行わせていただきます。</p>	<p>林業振興課 電話:46-7124</p>
		<p>5 「火入れに関する条例」が上記のように異常乾燥注意報のままになっているのは松阪市だけではありません。三重県の7つの市(津、四日市、伊勢、松阪、いなべ、志摩、伊賀)さらに7つの町(東員、菰野、朝日、度会、大紀、南伊勢、紀北)の「火入れに関する条例」には存在しない「異常乾燥注意報」が文中にあります。なぜこのような状況であるのか知る術はありませんが、見過ごすことのできないことだと(私は)思います。残念です。</p> <p>6 三重県のすべての市町に意見はしていません。「火入れに関する条例」の現在の状況を該当する市町と情報を共有していただけたらと思います。</p>		

令和7年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	広報まつさか6月号について	<p>令和7年度予算についてですが、「シビックプライド」について、無駄な予算が多いと感じます。「まつさかさん・まつさかさん大集合」「マラソンサンクスパレード」「鈴の森クリスマスイルミネーション」「ダンスドリームプロジェクト」の全てにおいて、税金を支出する意義がないと思います。費用対効果が全く感じられず、税金の無駄遣いと言わざるを得ません。既に実施されたイベントについては、時間は戻らないので、仕方ないですが、未執行の予算については、即時停止を要望します。また、みえ松阪マラソンについても、総事業費を削減する努力をしてもらいたいです。いくら経済効果があるとはいえ、総事業費の3億円分もあるとは思えないし、利益が出なければ、大規模イベントを行う意味はありません。上記のような、予算の使い方ではなく、市民税減税や、公共インフラの維持等、真に市民の為になる、税金の使い方をして欲しいです。現在の市制運営からは、将来への緊張感が感じられません。貴重な税金ですから、使い方は慎重に考えて下さい。ディズニーのパレードや、鈴の森公園のイルミネーションをするくらいなら、三交百貨店の跡地や、ベルタウンなどの、松阪駅周辺の開発に、予算を回したほうが、有意義です。</p>	<p>ご意見をいただきました、みえ松阪マラソンにつきましては、みえ松阪マラソン実行委員会に対し、みえ松阪マラソン事業負担金という形で大会運営に係る財源を支出しております。この負担金につきましては、市の税金等のいわゆる一般財源を原資としているものではなく、市外・県外からの個人・企業のふるさと納税等のうち、みえ松阪マラソンのために使用してほしいとの意向をもった寄附金を基金として積み立て、その基金原資として使わせていただいております。また、鈴の森クリスマスイルミネーションにつきましても、国県の補助金を活用するとともに、同基金からの財源を活用して実施をさせていただく予定です。今回いただきました貴重なご意見を真摯に受け止め、今後もいっそうの市民サービス向上ならびに、財源の有効活用に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>スポーツ課 53-4359 広報広聴課 53-4312</p>